

四国中央市市民ボランティア登録制度実施要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、ボランティア活動を推進し、市民が互いに支え合い心ふれあうまちづくりの実現に資するため、自発的な意志によりボランティア活動を希望する市民を登録し、ボランティア活動を必要とする市民に情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示における「ボランティア活動」とは、原則として無償の善意による良心的な活動を対象とし、政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を除くものとする。

(登録等)

第 3 条 市長は、市内に在住又は勤務している個人又は団体が、次に掲げる申込書を提出したときは、市民ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録するものとする。ただし、未成年者については、親権者等の同意を得た者とする。

(1) 個人 市民ボランティア登録申込書（様式第 1 号）

(2) 団体 市民ボランティア登録申込書（団体）（様式第 2 号）

2 前項の規定により登録を受けた個人又は団体（以下「登録者」という。）は、ボランティア活動を行う際にボランティア保険に加入しなければならない。

(情報提供)

第 4 条 市長は、人材バンクに登録した情報のうち、あらかじめ登録者が承諾した範囲の情報について、閲覧に供するとともにホームページ等で公表するものとする。

(登録変更等)

第 5 条 登録者は、人材バンクの登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退するときは、市民ボランティア登録変更・辞退届出書（様式第 3 号）を市長に届け出なければならない。

(登録抹消)

第 6 条 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 登録辞退の届出があったとき。

(2) 登録条件に該当しなくなったとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が適正に欠けると認めたとき。

(紹介依頼等)

第 7 条 市民ボランティアの紹介を受けることができるもの（以下「依頼者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市内に在住する者

(2) 市内で活動する個人又は団体

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特に認めたもの

2 依頼者は、依頼する日の 30 日前までに市民ボランティア登録者紹介依頼書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(登録者の紹介等)

第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、登録者にその諾否を確認し、依頼者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた依頼者は、当該活動に関する内容等について登録者と協議するものとする。
(経費の負担)

第9条 依頼者は、当該活動に要する費用等を負担しなければならない。
(免責等)

第10条 市長は、依頼者、登録者又は第三者が被った事故及び損害等については、その賠償の責めを負わないものとする。
(指定管理者による管理の代行)

第11条 四国中央市ボランティア市民活動センター条例(平成19年四国中央市条例第13号)第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条から第9条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「四国中央市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第46号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年9月10日告示第149号)

この告示は、告示の日から施行し、平成19年6月1日から適用する。